

平成20年度 国立大学法人小樽商科大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

ア. 教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1 大学で学ぶことの意義の習得及び高校と大学との接続教育を行う「知の基礎」系科目において、「地域」と「職業」をキーワードに、学生の社会への関心と大学で学ぶ意欲を高める講義を展開する。「総合科目Ⅰ」と「総合科目Ⅱ」は、それぞれ2クラス開講する。
- 2 引き続き交換留学、外国人留学生の受入等を通じた国際交流を図る。

イ. 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1 教育課程及び教育方法に関する年度計画の実施を通じて人材育成のための環境の充実に努める。
- 2 本学出身の中学・高校教諭の研究会（教職研究会）に、教員を目指す現役学生を参加させる。
- 3 引き続き交換留学、外国人留学生の受入等を通じた教育の国際交流を実施する。
- 4 就職支援事業の充実・発展と進路支援組織の体制強化を図る。
- 5 地域の文化・歴史・経済に関わる授業を立案し実施する。平成19年度に引き続き、室蘭工業大学との連携講義「総合科目Ⅰ（地域再生システム論）」を開講する。
- 6 「学部学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」の周知を図り、大学院進学を目指す人材の増加を図る。

② 大学院課程

ア. 修了後の進路等に関する具体的目標の設定

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 1 新規事業を創造し、既存事業の革新を行い、組織改革を実行しうる人材を育成する。
- 2 組織変革のできる自治体職員を育成する。

【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】

- 3 博士前期課程及び後期課程において、改正された新しい教育課程の下で、地域の知識基盤社会を支える高度な知的素養を備えた人材の育成を図る。

イ. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 1 引き続き授業改善のアンケートを実施し、成績評価と合わせて自己点検評価を行う。
- 2 平成19年度に行った外部評価結果を分析し必要な措置をとるとともに評価結果を社会に公表する。
- 3 アントレプレナーシップ専攻のホームページに「同窓会(Alumni)」を設け、修了生に対して大学の情報を発信できるようにし、修了生間、修了生と学生間の情報交換が出来るようにする。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1 これまでに実施した入試広報・高大連携事業を踏まえ、より適確で効果的な平成20年度事業計画を策定し、事業を実施する。
- 2 入試広報・高大連携事業を、全学的な協力体制の下で実施できるプランを作成する。
- 3 平成20年度入試の選抜結果の分析及び成績調査等を実施する。
- 4 少子化における本学の入学者選抜方法の在り方について、引き続き検討する。
- 5 経済産業省が実施するアジア人財資金構想に基づく「高度実践留學生育成事業」コンソーシアム（札商アジアブリッジプログラム）に外国人留学生を積極的に参加させる。また、「企業訪問」

「学内企業セミナー」等で、外国人留学生の採用依頼に一層努める。

6 平成19年度入試広報活動の実績を踏まえて、社会人及び留学生に対する入試広報活動を実施する。

イ. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

1 現行の教育課程の検証に基づいて必要な見直しを行ない、実施する。

2 これまでの授業時間割を検証し、多角的観点から大人数クラス削減のための適正な科目数配置について検討を行う。

3 「知の基礎」系科目で、地域への関心を高めるための授業内容を立案して実施する。

4 引き続き「知の基礎」系科目における大規模クラス解消の一貫として複数クラスの開講に努める。

5 2年次対象の課題実践型インターンシップを導入する。

6 本学同窓会との連携のもとに、平成20年度「エバーグリーン講座（総合科目Ⅲ）」のテーマ、講師等について検討し、講義を実施する。

7 平成19年度に行った「エバーグリーン講座」の実施状況を調査し、問題点があれば検討して充実を図る。

8 英語の授業を基礎クラス、発展クラス、ネイティブクラスに分け、コミュニケーション中心のクラスを設けて行う。

9 外国語の授業にe-Learning, TOEIC等の検定試験を積極的に活用する。

10 留学生が参加する授業について検討する。

11 学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。

ウ. 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

1 これまでの授業時間割を検証し、多角的観点から大人数クラス削減のための適正な科目数配置について検討を行う。

2 履修指導教員からの意見を基に現状を検討し、履修指導対象者及び履修指導の方法等について、必要に応じて見直す。

3 平成18年度入学者から導入したGPA制度について、導入結果の分析を行い、その結果を蓄積する。

4 半期開講の検討を引き続き行い、セメスター制の段階的導入について検討する。

5 平成19年度シラバスに記載された「成績評価の基準」についてこの内容を集約して良い記載例を検討、提示し、シラバスに記載する。

6 学生が意見・苦情を申し立てる機会を提供し、必要な情報を提供する。

7 授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。

8 言語センターの情報提供・広報活動を段階的に行う。

9 マルティメディアLLを中心とした言語センターの施設を活用した授業支援の拡充を図る。

10 実習室環境におけるオーディオ機器（ヘッドホン）の整備を行う。

11 利用者（教員・学生など）の活用記録と要望の収集を行い、授業時間外学習の支援体制の充実を図る。また、学内外における授業時間外学習の取り組みを紹介し、実践を促す。

エ. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1 平成19年度シラバスに記載された「成績評価の基準」についてこの内容を集約して良い記載例を検討、提示し、シラバスに記載する。

② 大学院課程

ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

1 アドミッションポリシーに応じた優秀な受験生の確保を目指す方策について、引き続き検討する。

2 前期、後期の入試時期及び合格判定について、より合理的な方策を検討する。

3 TOEFL, TOEICの導入効果の分析結果に基づき、今後の選抜制度の在り方について検討する。

4 日本語能力試験等の資格条件化の効果につき、その評価に取り組む。

5 これまで実施してきた効果的な大学院入試広報を継続し、さらにOBS（小樽商科大学ビジネススクール）の知名度アップ方策に取り組む。

6 企業、地方公共団体、NPO等を対象に個別訪問等の方法により入試制度の説明を実施し、組織推薦に対する理解を深め更に推薦組織の幅を広げる。

【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】

- 7 学力及び意欲を重視した選抜方法について、引き続き検討する。
- 8 受験者確保のため、これまでの大学院説明会の実施方法、実施時期等を点検し、より多くの参加者が得られるための方法を検討する。

ウ. 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 1 入学後に通学が困難な状況になった学生への履修方法について、更なる検討を行う。

【大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）】

- 2 平成19年度に引き続き、修士論文指導等における計画的・組織的な研究指導を実施する。
- 3 専門職大学院との単位互換に係る検討結果に基づき、教育効果が認められる場合には単位互換制度を整備する。

エ. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】

- 1 平成20年度入学生からGPA制度を実施し、学生への成績通知票にGPAを記載する。研究指導教員は、GPAを参考にして学生の知的成長に合わせた指導を行う。また、各種制度においてGPAを活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

ア. 教員の最適配置を促進するための制度（客員教授制度、任期制等）、教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度、教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために専門委員会を設け、平成17年度末までに検討を終える。また、教育能力の適正な評価の基準及び評価方法についても実施可能なシステムを検討する。

- 1 教育活動を含めた教員評価システムに基づき試行を検討する。

② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

ア. 講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い、多彩なメディアによる授業活性化を支援する。

- 1 講義用機器マニュアルを拡充・整備する。
- 2 授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。
- 3 e-Learningの学部授業に対応したカスタマイズを施し、対面授業との効果的な組み合わせについて研究する。

イ. 情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。

- 1 教育開発センター研究部門において、情報ネットワーク機器等の利用記録の収集、ならびに利用者（教員・学生など）から利用上の要望を募る。現行のシステムの利用状況と問題点を明確にし、システムの改善を試みる。

ウ. 本学教育の中核をなす研究指導（ゼミナール）の内容充実を図るために、ゼミ室における設備の点検を行い、拡充を図る。

- 1 ゼミ室における物品の調査・点検を実施し、老朽化物品の更新・整備を必要に応じて段階的に整備を行う。

エ. 教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策

- 1 小樽商科大学学術成果コレクション「Barrel」のコンテンツの充実を継続して行う。
- 2 未入力図書8,000冊の目録所在情報の電子化遡及入力を行う。
- 3 西洋古典の経済学書を中心に貴重資料約46,000頁の電子化を図り、インターネット上に公開する。
- 4 学生用図書、参考図書の充実を図るため、予算確保のあり方を引き続き検討する。
- 5 地域住民を含めた図書館利用者のために、休日開館を本実施する。
- 6 図書館職員が学生の自学・研究を個別にサポートする仕組みを検討する。
- 7 新入生を対象とした図書館利用案内・ライブラリーツアー及び全学生を対象とした情報検索講習会を継続して実施する。
- 8 図書館概要、利用案内及び図書館ホームページを更新し、多言語対応版作成について継続して検討する。
- 9 図書館利用のセキュリティ確保のため、防犯監視システムの導入について検討する。

- 10 図書館施設について、障害者・高齢者等の利用に配慮した改善策を継続して検討する。
- 11 学外利用者の利便性向上のため、貸出期間の拡大を本実施する。
- 12 市立小樽図書館との連携協力を継続して実施する。

オ. 情報処理センターの活用・整備に関する具体的方策

- 1 「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル集」を踏まえ、各種ガイドライン、手順書を作成する。

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 2 平成19年度で実施した試行結果を分析し、必要な措置を講じた後にe-Learningシステムでの授業風景の配信を検討する。
- 3 外部利用者を想定した認証機能を検討する。

【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】

- 4 大学院（現代商学専攻、博士前期・後期課程）において、通常の開講科目に加えて、ゼミでのe-Learning活用方法について検討を行う。教員や学生の要望を収集し、適宜、システムの開発を行う。

③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

ア. 「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 1 アンケート調査を実施し、データを蓄積する。
- 2 データを分析して問題点を把握し、効果的な教育活動について検討する。

イ. 教育活動に関する自己点検評価を行い、評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。

- 1 平成19年度に実施した大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻の自己点検・評価報告書について、平成18年度に制度化したフィードバックシステムに従って、当該専攻に対する改善点の指摘事項があればそれを検討する。

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 2 学生による「授業評価法」、教員自身による「自己評価法」に基づく評価を実施し、教育評価を行い、改善に努める。

④ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

ア. 「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 1 平成19年度に検討した新しい授業評価アンケートで授業評価を実施し、データの蓄積を図る。
- 2 新しく得られたデータを分析して効果的な教授法を研究する。

イ. FD研修・講習会やFD講演会などのFD活動を通じて、教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。

【学士課程】

- 1 平成20年度のFD活動方針を策定し、FD研究、FD研修、FD講演会等を実施する。

【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】

- 2 教育評価結果に基づいて、各 Semester 終了後にFD研修を実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

ア. 大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い、具体的な履修モデルを策定し、学生への周知徹底を図る。

- 1 新入生オリエンテーションの他、平成19年度まで実施していた入学後一定時期を経てからの少人数制のオリエンテーションの名称及び内容を変更・充実し、各学科等への理解を深め、学科選択の参考となるよう各学科オリエンテーションを12月に実施する。

イ. 履修指導教員（1，2年次生担当）及びゼミ指導教員（3，4年次生担当）が修学指導担当員と密接に連携し、履修方法等も含め、学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。

- 1 履修指導教員からの意見を基に現状を検討し、履修指導対象者、履修指導の方法、「履修指導マニュアル」等について、必要に応じて見直すとともに、ゼミ指導教員、修学指導担当員との連携をとるため、情報の共有化を検討し、整備する。

ウ. 平成16年度に履修指導を主としたホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載して、利用しやすい履修相談システムを確立する。

- 1 履修指導関係のホームページを必要に応じて拡充・整備する。
- 2 学生の質問に対する回答をデータとして蓄積し、ホームページのQ&Aを充実する。

② 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

エ. 学生の心身の健康を保持するため、保健管理センター業務（診療・健康診断・健康精神相談・健康診断証明・健康セミナーなど）の充実を図る。

- 1 定期健康診断について昨年の改善点を引き継ぎ、更にスムーズな方法を検討し、実施する。
- 2 定期健康診断結果の個人通知の方法を検討し、実施する。
- 3 健康・病歴調査を継続し、健康管理に役立てる。
- 4 個別指導及びミニ健康ゼミナールについて、内容・方法等について分析し、効果的なプログラムを検討する。
- 5 ホームページを有効活用する。
- 6 他機関や他大学との保健活動上の交流を推進する。

カ. 職業観の育成やキャリア教育の充実を図る。

- 1 「キャリア・デザイン10年支援プログラム」を充実・発展させる。

キ. 同窓会と協力し、就職関連情報の収集を強化するとともに、就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。

- 1 同窓会との連携を強めるとともに就職支援組織の再構築を図る。

④ 社会人・留学生等に対する配慮

ア. 図書館、大学会館の開館時間の延長、自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。

- 1 地域住民を含めた図書館利用者のために、休日開館を本実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

② 成果の社会への還元に関する具体的方策

ア. ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し、北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。

- 1 ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進する。
- 2 小樽商科大学地域連携協議会と協力し、地域経済の活性化等に貢献する。
- 3 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）との連携について検討を開始する。

ウ. 社会人大学院学生の受け入れ、セミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により、大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する。

- 1 夜間主コースの講義を、社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け、公開講座として社会人に開放する。
- 2 テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。

【大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）】

- 3 専修免許取得を目的とする社会人を受け入れるために、入試広報を積極的に実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

② 研究資金の配分システムに関する具体的方策

ア. 研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。

- 1 平成19年度に引き続き教員研究費の傾斜配分及び重点領域推進研究の審査決定に基づき本学が重点的に推進すべき研究課題に対して配分を行う。

④ 知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

ア. ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し，大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。

- 1 知的財産の関連をどこまで本学単独で整備するのかを検討する。

⑥ 全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

ア. ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。

- 1 札幌医科大学，北海道東海大学に加え，新規に文理融合型連携協定を締結した室蘭工業大学，北海道薬科大学との共同研究の充実を図る。

イ. 共同研究，研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。

- 1 文理融合型連携協定大学との交流を深化・拡大する。

ウ. 客員研究員の充実を図る。

- 1 小樽市からの客員研究員受け入れを実現する。

エ. 外国の大学，研究機関との研究者交流を促進する。

- 1 韓国で開催する第2回国際シンポジウムへ5名程度派遣し，研究者の交流を図る。
- 2 日本学術振興会等が実施している研究者の招聘及び派遣に関する事業等への参加を促進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

① 地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

ア. ビジネス領域に限らず，幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。

- 1 小樽商科大学地域連携協議会での事業を強化する方策を検討する。

イ. 本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し，地域住民に開放することで，市民参加型の研究会を増やす。

- 1 本学と包括連携協定を締結している大学との共同セミナー・シンポジウムなどを継続的に開催する。

ウ. 地域社会活性化へのニーズを汲み，地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。

- 1 夜間主コースの講義を，社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け，公開講座として社会人に開放する。
- 2 テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。

エ. 自治体や諸団体が設置する各種審議会，委員会，プロジェクトに対し，各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し，地域社会の活性化に貢献する。

- 1 「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」を充実させるとともに，対外的な広報に活用し，自治体等の審議会委員に本学教員を派遣する。

オ. ビジネス創造センターが中心となって，地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。

- 1 小樽・札幌の市民に，本学のビジネス相談制度の認知を高める方策について検討する。

カ. 起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー，ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。

- 1 CBCセミナーに加え，文理融合型連携協定大学との共同セミナーの開催を検討する。

キ. 本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニュースレターなど，社会への情報還元の実施を図る。

- 1 研究成果の報告を報告会形式に加え，CBCのホームページ上で広く公開する。

② 産学官連携の推進に関する具体的方策

ア. 北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために、大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。

1 協定大学との連携を深化・拡大する中で大学発ベンチャーの創出の方策を検討する。

ウ. 地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し、積極的な新事業・新商品・新サービスの開発、道外への販路拡大・マーケティング、体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。

1 地元経済界との連携・協力を深め、大学と地元の共同案件を増大させるよう方策を検討する。(地元とは北海道・札幌・小樽他)

エ. 本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。

1 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)と連携し、CBC学外協力スタッフ制度の強化を検討する。

③ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

道内公私立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え、公私立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして貢献する

1 包括連携協定締結大学との個別案件推進に加え、同協定締結大学間の有機的な連携を模索する。

④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

ア. 本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策

1 締結した韓国成均館大学等MBA主体の交流を促進する。

2 協定締結可能なカナダの大学と折衝及び協議を継続する。

3 協定締結校の事務担当者への訪問を可能となるよう努める。

イ. 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策

1 国際交流委員会WG等で具体的検討に着手する。

⑤ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

ア. 平成16年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し、研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。

1 帰国外国人留学生への支援についてJASSOによる研究者交流等の情報提供を実施する。

イ. アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し、留学生の受け入れを促進することによって、教育面における国際貢献の役割を担う。

1 引き続き協定校の開拓を図る。

⑦ サポートセンターや国際援助機関(連携機関)との関係を強化するための措置

イ. 連携機関との交流を促進する。

1 国際交流週間において、JICA研修生等の参加を模索する。

エ. 国際機関等との契約や交渉における大学の実務能力を向上させる。

1 引き続き国際協力支援機関が主催する実務研修に参加する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(5) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

1 国立大学協会北海道支部会議等を通じて、他大学との連携・協力体制について意見交換し、大学運営に反映させる。

(6) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

① 予算管理システム導入及び実施のための組織整備

ア 平成16年度に予算編成方針の策定支援、予算原案の調整、予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け、また、予算案の審議及び調整する委員会を設置する。

イ 適切な予算管理システム設計のため、管理会計等、専門分野の人材を、外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成16年度に発足させる。

1 国における次期中期計画期間における運営費交付金配分の基準等を勘案しつつ、引き続き中長期的な大学運営を見越した予算管理システム構築に向けた検討を行う。

② 戦略的な予算編成

毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記①の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。

1 平成19年度に引き続き、「第1期中期計画期間中における財政計画」を踏まえつつ、学長策定の予算編成方針の下に、平成20年度予算を編成し実行する。

③ 予算の効率的・効果的な実施

予算実績比較をできるだけ短期に行い、PDCA（Plan計画—Do実施—Check差異分析—Action是正措置）の徹底を図る。

1 平成19年度に引き続き、4半期毎に予算の計画と実績の差異を分析し、必要に応じて、適正な是正措置を講じる。

(7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

① 適正な会計制度の導入

会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。

1 平成19年度に文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえて整備した関係規程等の検証・見直しを行う。

2 平成16年度に整備した会計処理における内部牽制プロセスの検証・見直しを行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

本学にふさわしい組織編成・重点整備についての方針を定め、その進捗状況を評価する。

1 事務組織の再編を進め、「組織体制、人事評価見直しの基本方針」に従い、その進捗状況を点検・評価する。

(8) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

1 総人件費改革の対象となる常勤役職員の人件費総額（法定福利費を除く）について、1,704百万円（対前年度1%程度減）以下とすることを目標に、人件費抑制に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

② 志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。

1 北海道地区国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」において、平成19年度の実施状況を点検評価し、今後の取り組みについて検討する。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

① 効率化、合理化のための外注化を推進する。

1 事務組織の再編を進めた上で、業務のアウトソーシングの可能性について、費用対効果の観点を含め検討する。

② 平成20年度末までに、事務処理のIT化、ペーパーレス化を推進する。

1 平成17年度に策定した実施計画を総括する。

(3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ① 全学的に組織及び事務職員配置を見直し、学長の政策決定支援、企画立案、財務、地域貢献、産学官連携、修学指導、就職指導、入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び事務職員配置に改める。
 - 1 効率的な事務組織の再編を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ① 外部研究資金に関する情報を収集し、学内に情報提供するとともに、平成16年度に、申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。
 - 1 外部研究資金に関する情報を収集し、学内にメールやホームページ等により情報提供を行う。
- ② ビジネス創造センターを中心として、企業や自治体とのネットワークを組織化し、研究ニーズを汲み上げるとともに、外部資金獲得可能な研究を提案する体制を構築する。
 - 1 ユーザーエクスペリエンス研究部門をさらに充実させ、外部資金導入を図る。
 - 2 商工会議所や自治体と協力して、政府の各種補助金や外部資金の導入を検討する。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

① 学内資源、設備の開放による自己収入の増加方策

- ア. 通常の各種公開講座・セミナーのほか、情報処理センターや言語センター等の施設を活かした一般市民向け各種有料講習会を、妥当な料金設定で企画し、受講生を拡大する。
- イ. 教室・体育館・プール・緑丘荘等の貸し付け範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。
 - 1 公開講座等の料金設定及び学内施設の利用方法を再検討する。また、利用拡大を図るための広報方法についても再検討する。

② 学生のニーズの高い簿記、言語、情報処理等、検定試験向けの有料講座を、小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。

- 1 前年度までの講座を実施し、在学生だけではなく卒業生も対象として開講する。

④ 研究生・科目等履修生等、非正規生の増加を図るため、制度についての広報活動を積極的に行う。

- 1 引き続き、研究生・科目等履修生についてのホームページの内容を検証し、改善・充実する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

① 本学全体の業務を十分に分析、吟味し、さらに外部委託が可能な業務については、費用対効果を考慮の上、外部委託を推進する。

- 1 事務組織の再編を進めた上で、業務のアウトソーシングの可能性について、費用対効果の観点を含め検討する。

② 光熱水費、消耗品費、旅費交通費等について、経費の抑制が可能な方策を見直し、該当する経費は、あらゆる観点からの節約削減策を講じる。

- 1 契約事務取扱規則において随意契約が可能とされている金額の契約案件についても、積極的に一般競争入札を導入し経費節減を図る。
- 2 電話料の契約を見直し、より経済的な割引の導入を検討する。
- 3 使用エネルギーデータの更新を行い、実態を把握する。
- 4 省エネシステムへの更新、試行等を検討する。

- 5 学生・教職員へ省エネ・省資源の啓蒙活動を行う。
- 6 光熱水量の1%削減を目指す。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ① 本学全体の資産を見直し、有効利用化を検討する。
 - 1 建物等の利用用途に合わせた有効利用化を進める。
- ② 施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は、可能な限り共同利用し、利用効率の改善を図る。
 - 1 維持管理原案に基づき、できるだけ施設の延命化を図る。
- ③ 施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。
 - 1 快適空間のための環境整備を図る。
- ④ 学内施設を積極的に開放し、地域社会への貢献を図り、利用効率を改善する。さらに、学内ホームページ等により、開放状況を積極的に広報する。
 - 1 これまでの取り組みを再度検討し、更なる効率的・効果的運用について検討する。
- ⑤ 施設の要修繕箇所を把握し、計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上、適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。
 - 1 優先順位の高いものについて、財源確保の方策を図り、改善を実施する。
- ⑥ 潜在するリスクに対する予防的な施設の点検、保守、修繕等を効果的に実施する。
 - 1 修繕・改修の計画に基づき、財源確保についての検討を行い、実施を図る。
- ⑦ 施設の新増築や修繕の計画において、教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し、イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。
 - 1 イニシャルコスト及びランニングコストについての検討、見直しを行う。
- ⑧ 平成17年度末までに、施設の巡回点検及び利用者の安全性、信頼性に関する意見聴取を実施し、その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。
 - 1 改善に必要な費用についての見直しや、修繕方法の工夫などをして、一部の修繕を図り資産の効率的・効果的運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ② 平成20年度末までに、本学と同じような状況や立場にあると思われるいくつかの大学に対する評価結果を調べ、本学の結果との比較検討を行い、改善措置を講ずる。
 - 1 法人評価委員会における他大学の評価結果と本学の課題等を比較検討し、改善可能な事項について検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ① 本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。

- 1 大学情報をわかりやすく積極的に公開・提供するため、現状の情報公開の内容、提供方法等を検証し、必要に応じて見直し・改善を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- ② 健康科学系施設等老朽施設の改善を図るため、重点的かつ計画的に整備する。

- 1 老朽施設及び設備の改善、耐震性能の向上、利用者の安心安全を図るため、平成21年度概算要求を行う。

- ⑤ 地球環境の保全への取り組みとして、地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため、環境整備についての計画を策定する。

- 1 環境保全の取り組みとして、環境負荷の低減についての試行を検討する。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ① 平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し、実施のための組織及び体制を確立するとともに、施設の利用状況等を点検評価し、教育研究スペースの総体的な有効利用を図る。

- ② 施設等の有効活用及びスペースの効率的活用を図るため、ア. 利用頻度の低い施設の利用度を高め、イ. 新增築・大型改修時に共用スペースを延べ面積の20%以上確保する。

- 1 施設の有効利用、共通スペースの確保についての実施検討を進める。

- ③ 平成18年度末までに、施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な更新計画を策定し、実施するための施設設備管理システムを構築の上、施設マネジメントを推進する。

- 1 施設等の維持管理のための施設設備管理システムの内容見直しを図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ① 労働安全衛生法等に基づき、学内諸規程の見直しと整備を図り、ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また安全管理に関する責任部署を明確化し、点検マニュアルによる点検を定期的に行う。

- 1 衛生委員会において、学内施設等の安全点検を点検マニュアルにより継続的に実施し、必要に応じて改善対策を講じる。

- ③ 毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに、要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため、平成16年度に点検マニュアルを整備し、定期的に点検を行う。

- 1 平成19年度に引き続き、「毒物及び劇物取扱要項」及び「事故対策マニュアル（毒物及び劇物）」に基づき、本学の保有する毒物・劇物の管理状況に関する点検を実施する。

(2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ① 様々な媒体を通じて、安全意識の啓蒙に努めるとともに、学内メール等による学生等からの問題点の指摘や、相談のための窓口を平成16年度に設ける。

- 1 各種講演会開催、安全マニュアルの配布、平成16年度に設置した相談窓口を通して、引き続き学生の安全意識啓蒙に努める。

② 学生・教職員の安全意識向上のため、防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等を実施する。

- 1 平成19年度に今年度実施に向け検討した地震を想定した訓練を実施するとともに、防火訓練・救急・救命訓練も学生・教職員を対象に実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額 4億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

| 施設・設備の内容 | 予定額 | 財源 |
|----------|----------|-----------------|
| 小規模改修 | 総額 16 | 財務・経営センター施設費交付金 |

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。

（参考1）平成20年度の常勤職員数 202人
また任期付き職員数の見込みを1人とする。

（参考2）平成20年度の人件費総額見込み 1,956百万円（退職手当を除く）

(別紙)

IV 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位: 百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|-------|
| 収 入 | |
| 運営費交付金 | 1,304 |
| 施設整備費補助金 | 0 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 施設整備資金貸付金償還時補助金 | 0 |
| 補助金等収入 | 0 |
| 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 16 |
| 自己収入 | 1,337 |
| 授業料及入学金検定料収入 | 1,320 |
| 附属病院収入 | 0 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 17 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 54 |
| 長期借入金収入 | 0 |
| 貸付回収金 | 0 |
| 承継剰余金 | 0 |
| 旧法人承継剰余金 | 0 |
| 目的積立金取崩 | 0 |
| 計 | 2,711 |
| 支 出 | |
| 業務費 | 1,937 |
| 教育研究経費 | 1,937 |
| 診療経費 | 0 |
| 一般管理費 | 704 |
| 施設整備費 | 16 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 補助金等収入 | 0 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 54 |
| 貸付金 | 0 |
| 長期借入金償還金 | 0 |
| 国立大学財務・経営センター施設費納付金 | 0 |
| 計 | 2,711 |

[人件費の見積り]

平成20年度中総額1,956百万円を支出する。(退職手当を除く)

(うち総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 1, 6 2 2 百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人小樽商科大学退職手当支給規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 費用の部 | 2, 805 |
| 経常費用 | 2, 805 |
| 業務費 | 2, 569 |
| 教育研究経費 | 500 |
| 診療経費 | 0 |
| 受託研究費等 | 15 |
| 役員人件費 | 50 |
| 教員人件費 | 1, 372 |
| 職員人件費 | 632 |
| 一般管理費 | 161 |
| 財務費用 | 2 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 73 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | 2, 805 |
| 経常収益 | 2, 805 |
| 運営費交付金 | 1, 341 |
| 授業料収益 | 1, 169 |
| 入学金収益 | 156 |
| 検定料収益 | 30 |
| 附属病院収益 | 0 |
| 受託研究等収益 | 15 |
| 補助金等収益 | 0 |
| 寄附金収益 | 33 |
| 施設費収益 | 16 |
| 財務収益 | 3 |
| 雑益 | 18 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 19 |
| 資産見返補助金等戻入 | 0 |
| 資産見返寄附金戻入 | 2 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 3 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 0 |
| 目的積立金取崩益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|----------|
| 資金支出 | 2, 8 8 4 |
| 業務活動による支出 | 2, 6 1 9 |
| 投資活動による支出 | 4 1 |
| 財務活動による支出 | 5 1 |
| 翌年度への繰越金 | 1 7 3 |
| 資金収入 | 2, 8 8 4 |
| 業務活動による収入 | 2, 6 9 2 |
| 運営費交付金による収入 | 1, 3 0 4 |
| 授業料及入学金検定料による収入 | 1, 3 2 0 |
| 附属病院収入 | 0 |
| 受託研究等収入 | 1 5 |
| 補助金等収入 | 0 |
| 寄付金収入 | 3 5 |
| その他の収入 | 1 8 |
| 投資活動による収入 | 1 9 |
| 施設費による収入 | 1 6 |
| その他の収入 | 3 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前年度よりの繰越金 | 1 7 3 |

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

| 学 部 等 | 学部の学科，研究科の専攻等 | |
|---|--------------------------------|--|
| 商学部 （昼間コース） ----- （夜間主コース） | 経済学科 商学科 企業法学科 社会情報学科 | 548人 592人 424人 296人 |
| | 経済学科 商学科 企業法学科 社会情報学科 | 48人 40人 48人 64人 |
| 商学研究科 | 現代商学専攻 アントレプレナーシップ専攻 | 26人 （うち博士前期課程 20人） （うち博士後期課程 6人） 70人 （うち専門職学位課程 70人） |